

第 2 回

相模原市・藤野町合併協議会会議録

平成17年5月26日

相模原市・藤野町合併協議会

第 2 回 相 模 原 市 ・ 藤 野 町 合 併 協 議 会 会 議 録

目 次

○会議次第	1
○出欠席者名簿	2
○開 会	3
○あいさつ	3
○議 事	4
○そ の 他	29
○閉 会	30

第2回相模原市・藤野町合併協議会会議録

日時：平成17年5月26日（木）午後1時から

場所：県立藤野芸術の家 2階 クリエーションホール

〈会議次第〉

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

〈協議事項〉

協議第6号 合併の期日について

協議第7号 新市の名称について

協議第8号 新市の事務所の位置について

協議第9号 合併市町村基本計画の作成方針について

4 その他

(1) 今後の協議会開催日程（案）について

(2) その他

5 閉 会

〈出欠席者名簿〉

○出席委員（１９名）

小川勇夫会長、倉田知昭副会長

今井満委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、久保田義則委員、三橋豊委員、石井トシ子委員、井口学委員、小山秀文委員、中道重幸委員、加藤久雄委員、倉田義和委員、末永義徳委員、中村和裕委員、相澤由美委員、佐々木宣彰委員、田中克己委員、小林弘委員

○欠席委員（８名）

小磯義範委員、河本洋次委員、根岸清委員、矢越孝裕委員、森繁之委員、佐々木道他委員、船橋英明委員、山崎泰文委員

○アドバイザー

牛山久仁彦 明治大学政治経済学部助教授

○幹事

山口秀夫幹事長、倉田修一副幹事長、前田武男幹事

○事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、柿澤一夫主幹、網本淳副主幹、榎本哲也副主幹、佐藤正行副主幹

○傍聴者

一般傍聴、報道関係者

開会 午後 12時58分

開 会

田所事務局長 それでは、定刻になりましたので、相模原市・藤野町合併協議会の会長でございます小川勇夫相模原市長より、開会の宣告並びにごあいさつをお願いいたします。

あいさつ

小川会長 皆様、こんにちは。本日の第2回相模原市・藤野町合併協議会でございますが、藤野町さんのお取り計らいでこのような環境のよいところで会議ができますこと、まず御礼を申し上げたいと思います。

それでは、只今からごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様には大変ご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

只今より、第2回相模原市・藤野町合併協議会を開催いたします。

開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本協議会につきましては、先月の25日に第1回協議会を開催し、今年度の事業計画や予算をはじめ、いわゆる合併の基本4項目の1つである合併の方式につきましても、編入合併とすることについて承認をいただいたところでございます。

本日は、基本4項目の残る3つである、合併の期日をはじめ、新市の名称、新市の事務所の位置、さらには合併新法に基づき作成することとなる合併市町村基本計画の作成方針についてご協議をいただきたいと考えておりますが、相模原市と津久井郡全体を考えてご協議いただく必要があると考えているものでございます。

いずれも大変重要な協議事項であり、住民の皆様にとりましても関心の高い事項でもございますので、忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

傍聴においていただいた皆様におかれましても、相模原市と藤野町の合併協議についてご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

本日も実り多い成果が得られることを期待いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

田所事務局長 ありがとうございます。

議 事

田所事務局長 それでは、次第の3、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会の規約によりまして、会長は会議の議長となることとなっておりますので、これより議事の進行につきましては、小川会長にお願いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

小川会長 それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することになっておりますが、会議録に署名をいただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、相模原市議会合併問題特別委員会委員長の山岸一雄委員と藤野町議会副議長の中道重幸委員にお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 ご異議ないようでございます。

それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしく願いいたします。

協議第6号 合併の期日について

小川会長 それでは、早速でございますが、協議事項に入らせていただきます。

初めに、「協議第6号 合併の期日について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局長。

田所事務局長 それでは、お手元でございます第2回相模原市・藤野町合併協議会という資料をご覧いただきたいと思えます。

おめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第6号 合併の期日について。

合併の期日について、次のとおり協議を求める。

平成17年5月26日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

合併の期日は、平成18年3月31日までに県知事に合併の申請を行い、平成19年3月31日までの間のいずれかの日とする。

次に、2ページをお開きいただきたいと存じます。

参考でございますが、合併の期日に関する基本的な考え方でございます。

まず、1といたしまして、期日の決定に当たりましては、住民への周知に要する期間、あるいは住民生活への影響、事務処理・引き継ぎの利便性、あるいは電算システム統合に要する時間等を総合的に判断する必要があるものでございます。

2といたしまして、合併するためには、各市町の議会における合併関連議案の議決後に、県知事への合併申請、県議会での議決、県知事の決定、総務大臣への届け出、告示など、様々な手続がございます。こういった手続に相当の期間を要することとなりますので、この点も考慮して合併の期日は定める必要があるものでございます。

3といたしまして、円滑に合併を進めるために、「市町村の合併の特例等に関する法律」の各種特例制度を受けることが適当であるというものでございます。

中段以下をご覧いただきたいと思いますが、市町村の合併の特例等に関する法律の主な特例制度について説明をさせていただきます。

適用の対象となりますのは、平成17年4月1日から平成22年3月31日までに合併した市町村が対象となるものでございます。

まず、その主だったものでございますが、議会議員の定数・在任に関する特例がございます。内容の欄の「特例」と書いてある欄をご覧いただきたいと存じますが、編入合併の場合、合併をいたしますと、といたしまして、増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙におきまして、編入合併の特例定数とすることができることとなっております。といたしまして、編入する市町村の議会の議員の残任期間についてのみ在任をすることができるという、定数特例と在任特例という2つの特例制度がございます。新設合併の場合にも同様に2つの特例がございます。合併後、設置選挙におきまして、定数特例、つまり法定数の2倍までの議員とすることができることとなっております。また、最長2年間、そのままの形で在任をすることも可能でございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

次に、地方税の特例でございますが、合併年度とこれに続く5年度に限り、課税免除及び不均一課税を行うことができることとされております。

2段落目でございますが、地方交付税の額の算定に当たっての特例でございます。これは

地方交付税の合併算定替という言葉をいたしておりますが、平成17年、18年度に合併した場合は、合併した年度及びこれに続く9年度間、また平成19年、20年度に合併した場合は、合併した年度及びこれに続く7年度間、平成21年度に合併した場合は、合併した年度とこれに続く5年度間は、地方交付税の算定に当たって特別な算定替が適用されるものでございます。また、それぞれの年度終了後5カ年度間は、激変緩和措置がされるものでございます。

次に、下から2段落目でございますが、合併特例区という制度が新たに設けられてございます。これは、合併後の一定期間、5年以内でございますけれども、旧市町村の単位で地域住民の意見を反映しながら一定の事務の処理をすることができる、合併特例区という制度を設けることができることとなっております。この場合には、この合併特例区には法人格を持つことになってございます。

次に、一番下の欄でございますが、地域自治区の合併による特例でございます。これは、法人格は有しませんけれども、地域自治区を特に年限の定めがなく設けることができるとされているものでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと存じます。

市町村合併の概要をお示しいたしております。

現在は、この表の1番目でございます法定合併協議会の設置がされまして、協議が始まった段階でございます。今後、合併市町村基本計画にかかわる協議等を行い、合併協定書ができ上がりますと、合併協定書に締結がされることとなります。合併協定書に締結がされますと、各市町の議会に合併関連議案が提出され、議会の議決を求める必要となるものでございます。また、議会で議決がされますと、合併の申請を知事あてに提出をすることとなります。県といたしましては、その申請がされた後、県議会の議決を経て、県知事が最終的に廃置分合の決定をすることとなるものでございます。なお、県で廃置分合の最終的な合併の決定がされますと、総務大臣に届け出がされ、告示がされるものでございます。

なお、告示によりまして、その合併の効力が発生をするものでございます。

説明の方は以上でございます。よろしくご協議いただきますようお願いをいたします。

小川会長 ありがとうございます。

只今事務局から説明がございました。

「協議第6号 合併の期日について」でございますが、ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

小山委員さん、どうぞ。

小山委員 座ったまま失礼させていただきます。藤野町の小山でございます。

まず、合併の期日というふうな協議第6号でございますが、先ほど会長であります小川市長様のあいさつにもあったとおり、津久井郡全体を考える中で、私たち1市1町のこの協議会につきましても、今行われています1市3町、要するに津久井地域と相模原市の合併協議会がございます。聞くところによりますと、8月以降は1市4町での会議ができるよう幹事会等で計らっていただいておりますというふうな形から、できれば、この合併の期日につきましては、こだわることなく、相模原市、また津久井地域合併協議会と歩調を合わせるべきだと私は思っておりますので、是非ともそのように取り計らいをお願いしたいというふうに思います。

小川会長 他にございませんですか。

どうぞ。加藤委員さん、どうぞ。

加藤委員 只今の小山委員さんの方からも話がありましたけれども、私も同じような提案をさせてもらいたいなというふうに思っております。

前回の法定協議会の席上でもって、この合併はどのような議論の上に成り立つのかと、こういうふうな話をしたときに、アドバイザーさんの方から、いや、すべての協議事項の積み重ねがありまして、その積み重ねの上に合併というものは成立するのではなからうかと。それで、その過程の中で、もし協議事項の案件の中で不成立があった場合については、これは即、不成立とはいいませんけれども、不成立というものに近いものになってくるのではなからうかと、こういうふうなアドバイザーさんの説明がありました。その上に立って考えるならば、私は、そうだとするならば、この協議事項を優先して、それでもって、合併の期日というものはその上に立って判断しなければいけない事項ではなからうかと、こういうふう考えるのが私は筋道ではなからうかというふうに実は思っている訳ですね。

私は、合併がいいとか悪いとかということではなくて、やはりこの期日というものは、もしそうだとするならば、大方の協議事項がほぼ法定協議会で了承済み、そしてまた決定を見た上でもって、その上でもって最終的な方向性、この期日を決めていく、こういうものでなければならぬというふうに私は思っている訳です。でありますから、今、小山委員さんの方からも話がありましたけれども、私は、今日の法定協議会の席上においては、この案件については、さらに、どういうふうな扱いになるか分かりませんが、会長さんにおかれ

ましては、今日決めることが適切であるのかどうかを含めて、この法定協議会に諮っていただければ私は大変ありがたいなと、このように考えておりますので、会長さんの方のご配慮をお願いしたいなと、このように考えております。

小川会長 いかがでございますか。ほかにございませんでしょうか。

井口委員さん、どうぞ。

井口委員 相模原の井口でございます。

私は、只今のご意見と反対で、合併期日は是非設けるべきだと思っております。会議を進行していく中で、一つの目標というものはやはり必ず必要でありますし、協議の議案を拝見しますと、ある程度の含みを持った議題として提案をいただいておりますので、私たちは、今まで行われてまいりました任意合併協議会の議論をベースに、それに確認をしたり積み上げをしたり再確認をしたりという過程を通じながら、一定の合併期日に向かってやっていくべきだと考えておりますので、私は、合併期日を是非決めていただきたいという意見でございます。

小川会長 いかがでございます。他にございませんか。

倉田委員さん、どうぞ。

倉田委員 藤野町の倉田でございます。

同じ町で意見がちょっと異論となるんですが、やはり今の相模原さんの井口委員のおっしゃるとおり、私も一定の合併期日というものを定めて協議をやっていくべきだと思っております。1市4町は、当然、先行するところもあると思っておりますが、これは一つの最初の体系であって、別に最後に1市4町そのものが一つの相模原市ということになれば何ら差し支えないということなんですが、ただ、今、ちょっとこれはご参考なんですが、新聞紙上は、電算もちょっと無理だというような、新聞紙上でそういうことがあって、期待感がちょっと薄れていることもあるんですが、その点ではどういうことになっているんでしょうか。その点を事務局の方からちょっとお伺いしたいと思っております。

いずれにしろ、やはり期日を定めて、それから審議していくということを私は提案します。

以上です。

小川会長 分かりました。今、事務局からの説明という話がありましたが、とりわけ電算のこと、あるいはその他、このことについてありましたら、補足の説明をお願いします。

事務局長。

田所事務局長 只今のご質問にございました電算システムの関係でございますけれども、実

は、今、1市2町、先に合併が決められております津久井町、相模湖町との合併の関係で、電算システムの統合の事務を現在進めております。そういった中で、すべての現在の市の方で使っております電算システムのベースになるシステムがございまして、これは住民基本台帳の関係の電算システムでございます。これの統合を行いますには、今年の6月末までにすべての住民基本台帳に関係するデータを相模原の方にお預かりをし、入力をしていきませんと、来年の3月20日には間に合わないということとなっております。その目標に向かって、現在、津久井町、相模湖町の電算システムの統合に向けて作業を始めているというような状況でございます。

そういったことから、只今、倉田委員の方からご質問がございましたが、来年の18年の3月20日に合併をするということは、現段階では非常に厳しいだろうというふうには考えてございます。この協議がすべて終了した段階で、先ほど申しましたとおり、議会等の手続がございまして、そういった手続を経た上で、また改めて、そういったデータのやりとりをいつまでにするかというのは決めていく必要があるというふうには考えてございます。ただ、そのあたりは、前段、事前に、現在1市2町の方の作業を行っておりますので、その状況を見た中で、どの程度の日数が必要になるかという今後の状況については、電算システムの担当の方と調整はさせていただきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

小川会長 よろしゅうございますか。

いかがでございましょう。この合併の期日についてのご意見、他にございませんでしょうか。

どうぞ。末永委員さん、どうぞ。

末永委員 藤野町の行政委員をやっています末永です。

一応、この期日なんですけれども、最も重要な項目だと思うんです。これをやはり目標を立ててきちんといくというのは重要だと思います。1市2町のほかの関係もありますが、その方に一応とられるということも甚だちょっと問題だと思います。できるだけ、この法定協議会は1市1町の協議会であるので、その基本に立って、一応目標、筋道を立てていくのが筋だと思います、私は。

以上です。

小川会長 期日を作るということですね。

いかがでございましょうか。さあ、どうしますかね。いま少しご意見をいただけるとあり

がたいんですが。

どうぞ。相澤委員さん、どうぞ。

相澤委員 藤野町の相澤と申します。

先ほど積み重ねの上で合併を是とするか非とするかというようなお話もありましたけれども、合併を是とするということで、この会議に会している訳でありまして、その上で、やはり目標を持って、期日を定めて進めていくのが妥当であろうかというふうに思います。是非とも期日を定めて進んでいっていただきたいというふうに思います。

小川会長 なるべくご意見……。

では、佐々木委員さん、どうぞ。

佐々木(宣)委員 8月から4町でやる訳ですか、協議は。8月8日の予定は。内容においては8月から4町でやる訳なんですか。これをちょっと確認していただきたいんですけども。

小川会長 事務局から説明してください。

田所事務局長 現在、第3回の合併協議会は8月に予定をいたしておりますけれども、これにつきましては、今日、この後、まちづくりのための合併市町村基本計画の策定に伴う基本方針をご協議いただきますけれども、それにつきましては、今後の相模原と津久井郡各町とのまちづくりについての協議をいただくこととなります。このためには、1市4町全体を見渡した中でご協議をいただいた方がよろしいのではないかという考え方に立っておりまして、そういった中で、まちづくりに関しまして1市4町全体で協議をお願いできればということで現在考えているものでございます。したがって、すべての内容について、8月以降、すべて合同で行うということではなく、そういった内容に応じて合同で協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

佐々木(宣)委員 分かりました。結局、4町の基本的な面で整合性を保つためには、協議を一緒にしなくては行けないと。しかし、事務的には、藤野町は出遅れたところがございませうから、これは期日がずれても仕方がないことで、これは幾ら事務局に言っても無理だと思いますから、やはり私は期日を定めて、基本路線においては確かに整合性がなければいけないし、1市4町が一つの目的の、合併という目的に向かって、目的がぴしゃっと照準が合わなくては行けない訳ですから、それさえやっていただければ、事務的なことは、藤野が遅れてきたんですから、相模原市さんと協議の結果、この期日だということでしたら、私は、こ

の期日をもって、この期日に向けて内容が充実した議論を展開すれば、別に積み重ねてそれを遅らせる必要はないし、充実すれば期日を守ってその日にやるべきだと私は信じております。

小川会長 いま少しご意見がありましたら、ひとつ。

加藤委員さん、どうぞ。

加藤委員 先ほどある委員さんの方から、この協議会は合併を是とした協議機関であると、こういうふうな発言がありましたので、私は、この協議会は、そういうふうな前提の上に立った協議機関であるのかどうか、その点をまず事務局の方から確認をさせてもらいたい。その上でもって私の発言をさせてもらいたいというふうに思っていますので、事務局の方で、この法定協議会は合併を是とした上でもっての協議機関であるのかどうか、そこを再確認させてもらいたいというふうに、まず思っております。

小川会長 では、事務局、ありますか。

事務局長。

田所事務局長 この協議会自体につきましては、冒頭といたしますが、第1回の協議会の中でもご協議をいただいております。それから規約の中にもございますけれども、合併の是非を含めて協議をいただくのが協議会というふうに考えているところでございます。

小川会長 どうぞ。

加藤委員 私も実はそのように理解をしたものですから、いつからそういうふうになったのかなというふうに思ったものですから再確認させていただきました。

私は、先ほど言いましたけれども、やはり、もしそうであるとするならば、先ほども第1回の法定協議会の中でも私は主張いたしましたけれども、この合併協議会は、是非も含めて、どのような形になるか分かりませんが、いずれかの機会をとらえて合併の是非については協議をしましょうと、こういうことで、第1回の法定協議会では、私は、会長さんの取り計らいでもってそういうふうな集約がされているというふうに思っています。これが案件となるのか、協議事項となるのかどうか分かりませんが、いずれにしても、この法定協議会の中で協議をしましょうという話になっているのかなと、こういうふうに私は思っている訳です。

それで、私も、確かに一定の期日を設定して協議をするという仕方もよく分かるんですけども、しかし、今回の法定協議会は、合併の是非も含めて協議をする。しかも、なおかつ、この合併というものは、すべての協議事項の案件がそれぞれ合意を見た、その上の結果とし

て、その上に成り立つものであるということであるならば、私は、道理からして、合併の期日は 繰り返しになりますけれども、その上に成り立つものであるのかなと、こういうふうに、どうしても道理の上からするならば考えてしまう訳ですね。

それで、今回の合併期日の設定の仕方が、来年の3月31日までに県の方に申請をし、19年の3月までに、そのいずれかの日までに合併をなし遂げる。こういうことであるとするならば、そのスパンという間の1年間は、申請してから約1年、場合によっては最長で1年ある訳ですね。私は、こういうふうな期日の設定の仕方よりも、少なからずとも、今の法定協議会の協議の仕方は、今日が第2回目ですけれども、11月までの協議のスケジュールはすべて決まっているんですね。決まっていなければ、私も一定の目標を立てるというのはよく分かるんですけども、決まっているんですから、私は、決まった上でもって、相当、もう2年も3年も遅くかかって協議することを承知している訳ではありませんから、あと半年もたてば11月になりまして、その上でもって、私は、間違いのない、確実な、合併をするかしないか、それも確実な方向での申請も可能になると、こういうふうに私は考える訳ですね。むしろ、これの方が、合併期日を判断するのに当たって、間違いのない判断ができるのではないのかと、こういうふうに私は思いますので、私は、どう考えても、今日の段階でもって合併期日を設定するというやり方が、この協議を進める上においてどうしても私はひとつ 私だけかもしれませんが、合点がいかないの、どうか、ひとつその辺のところを、会長さんを含めて、委員の皆さんから、さらにご意見があれば出してもらいたいなというふうに思っています。

小川会長 いかがでございましょう。

井口委員さん、どうぞ。

井口委員 相模原の井口です。

議論が2つ混同しているというか、ミックスになっているので、整理したいなという気があるんですが、この合併協議会で合併の是非を含めて検討するということと、合併期日を協議して決定するということは別個の問題だと思っています。協議が調えば合併するという期日を決める。けれども、その経過においては合併の是非を含めて検討する。これは別の問題だと思っております。

そもそも合併協議会でありますので、もちろん、合併の是非を含めて検討がなされるとしても、今は相模原市と藤野町が合併するということに向かって協議が進んでいく訳ですから、合併期日は是非設けていただきたいということと、その途中の経過で是非を含めたい

いろな意見が出るということは、もちろん当然であろうかと思っております。是非その合併期日を設けるということと、この協議会の性格というものをミックスしてこの議案を協議しないでいただきたいと思っております。ベースは、あくまでも合併をするということを協議していくのであって、合併をするかしないかをここで決めるということでは 議論の結果ではそうなるかもしれませんが、どちらにしましょうかというのがベースになっていない。ベースは合併をするということ、期日を定めるということ。ただ、協議は自由に皆さんのご意見を出し合うということだと思っておりますので、分けて考えていただきたいなと思いますし、分けて議論をしていただきたいと思っております。

以上です。

小川会長 いかがでしょうか。他に……。

加藤委員さん、どうぞ。

加藤委員 今の井口さんの発言、正直言って、よく分からないんですね。何でこの問題を分けて考えてくださいと言って、この問題は分けようがないんじゃないですかね。だって、合併の是非も含めて協議をして、その上に立って合併が成り立つとするならば、この2つの関連性というのは切って切り離せないでしょう、だって。それをどうやって切り離して考えればいいのか、私はよくその辺が 私がばかなのかどうか分かりませんが、普通ならば、この2つを関連づけてもって考えていくのは、私らにとってみればごく自然の考え方ではないのかなと。そこに切り離して無理に考えてくれというふうに言うことが、これは何か私は、その方が議論として無理があるのかなというふうに、これ以上言いませんけれども、私は、これは、むしろ、合併の期日というものはその上に立って成り立つものだということであるならば、この2つを分けて考えてくださいと言ったら、ばらばらで議論してくださいという話になってしまう訳でありまして、私は、どうもそういうふうな論法の仕方については納得できないんですけれども、これは繰り返しになりますのでこれ以上言いませんけれども、私は、少なからずとも、この協議がそういう積み上げで成り立つものであるとするならば、やはり今日の段階については避けて、間違いない合併の期日を定めるという方向を私は模索すべきであろうかなと、こういうふうに重ねて主張しまして、私の発言はこれで終わります。

小川会長 他にございませんか。

相澤委員さん、どうぞ。

相澤委員 相澤です。

私は、井口さんの発言に理解を申し上げます。先ほどの私の発言に対してちょっと誤解がありましたようですので、もう一度お話をさせていただきますけれども、合併の是というのは、合併について考えてみましょうということで、ここにいるのはなぜいるかということになるかというふうに思います。合併をすとかしないとかということではなく、合併をする場合どうしましょうかということで集まっていたのではないかというふうに思います。全く別個の話でもないとは思いますが、意味合いとしては、私は井口さんのご発言を支持いたします。

小川会長 いかがでしょう。

では、石井委員さんからいただけますでしょうか。

石井委員 私も、この協議会の委員としてここに在籍しているのは、やはり合併について協議をするということでここに在籍しております。それで、合併の是非を問うことはもちろん大事なことで、藤野町、相模原市民、両方にとりまして大事なことです。一つ一つの議事を、目標を持って、期日を持って進めていくということに私も賛成をいたします。

小川会長 ほかはいかがでしょうかね。

では、井口委員さん、どうぞ。

井口委員 誤解があるといけないのでもう一度発言させていただきますが、合併の是非を検討するということは、この規約の中で、この協議会でできると思うんですが、合併の是非が決まらなければ各協議について結論が出せないということになれば、それは今の合併期日についてもそうだと思うんですが、もう既に前回賛成しました編入合併の方式もそうなんですけれども、一つ一つの議題の中に、合併の是非が分からなければ結論が出せないという意見が今後も出てくるのではないかなと危惧しております。要するに、合併の是非が検討できるということと、それが決まらなければ合併期日が決まらないということ、その理論であれば、すべての協議議案が同じ理屈に結びつくんだと思います。ですから、やはり一つ一つの協議議案を協議して、決議して行って、その積み重ねですべての協議議案が皆さんの一致で賛成になった暁には、合併の是非が是となったというやはり解釈をしていかないといけないのではないかなというふうに思います。

以上です。

小川会長 中村委員さん、どうぞ。

中村委員 私は、まず、期日の設定ということは一つの目標というふうに考えますけれども、この相模原市と藤野町との合併は、住民生活に影響が大きい。そのようなことから、まず協

議を重ねていくということの中で、初めて期日というものが設定されるものであると、こういうふうに考えて、期日設定はしないということで、住民の考え、意見、相模原市と藤野町の住民の意見を反映するというような中で協議を進めるべきで、そうした中で合併したときによいまちづくりが、新市が生まれるのではないかと、こういうふうに思いまして、期日の設定は急ぐ必要はないと、こういうふうに思っておりますし、相模原市と津久井ということの中で最終的に新市を形成するというのであれば、やはり津久井地域のいろいろな課題が今ある訳でございます、それらの課題の解決に向かう中でも、やはり期日というものは、早く解決の方向に向かうということを見つめながら期日というものを考え、そして協議は本当に民意を反映するという事の中で進められるべきであると。こういう観点から、本日は期日を決定しなくてもよろしいのではないかと、こういうふうに考えます。

小川会長 いかがですか、他にございませんでしょうか。

今のところ、期日を今ここで決めずにというご意見の方がご三名かなと、発言された方です。皆さん方、3名の方からそのような趣旨の発言があったようでございます。逆に、決めるべきというご発言が6人で行きましようか……のようなんですが、何かこの際ございませんでしょか。いずれにしましても決着を、決着というか、決めませんと、いずれにするか。どうしますか。では、賛否をここで……。どうしましようか。何か、このことどう処理したらよろしいかについて何かご判断ございましたら、ご意見ございましたらお聞かせいただきたいと思っております。特にご発言のなかった方からひとつ、どちらなのか。どうですか。

では、三橋委員さん、お願いします。

三橋委員 相模原の三橋です。

合併というものが目標であって、その目標に向かっていろいろな是非の議論が生まれて、これから推移していく訳ですが、その推移する過程で、機が熟したところで期日の設定と。これは事務局のいろいろな作業もあるんでしょうけれども、その時点で期日を設定してもそれほど影響ないのかなと。今、今日ここで合併の期日を設定する必要はないのかなと、そういうふうに考えています。

小川会長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ、中道委員さん。

中道委員 藤野町の中道です。

1点だけ質問させていただきます。合併の期日、これについては2ページの基本的な考え

方を逆算して出てきたものだと私は思っていますけれども、そうすると、1市3町の協議会は期日を設定していないというようなお話を聞いていますけれども、これもやはり目的は1市4町ということでありますので、その辺の整合性もどうやって踏まえていくのか、事務局の方にお伺いいたします。

小川会長 いいですか。1市3町が期日が決まっていなくて、こういうことなんですが、その辺。

はい、どうぞ。1市2町のこともあるでしょうから、関連を話してください。

田所事務局長 現在進めております相模原・津久井地域合併協議会、いわば1市3町の合併協議会でございますが、これにつきましては、第2回の協議会、7月10日に予定をいたしております。現在、事務局の方で、合併の期日をどのように決めるかということで内部で調整をしている段階でございます。今後、幹事会等を通しまして、合併の期日をどうするかという、1市3町の合併協議会の方で期日をどうするかということは、幹事会等で調整をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、この合併の期日に関して、事務局からちょっとお願いでございますが、先ほど説明をもうちょっとさせていただければよろしかったんですが、この期日のある程度の目標を持ちませんと、合併市町村基本計画を今後作成することになります。その際に、財政計画、今後、当面 後ほど説明をさせていただきますが、平成27年頃までの財政計画を作る予定がございます。その際に、できましたら何年度というような目標を設けていただければ、その合併市町村基本計画、あるいは合併市町村基本計画の中で作成することになります財政計画等の作成の際にやりやすくなるというふうに考えてございます。年度が全く不明の状態ですと合併市町村基本計画自体を作成することは、ちょっと厳しくなるかなというふうに事務局の方としては考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

小川会長 いかがでございましょうか。このことについてご意見、あるいはどう取り計ったら……。

では、山岸委員さん、お願いします。

山岸委員 相模原の山岸です。

今、事務局からの説明もありましたように、一定の期限を決めないと、手続を進めていく、やはり段取りをつけていく、濃密な議論を重ねていくと。しかも、合併を目指すということが協議の前提にあるというふうに思いますし、そういうことを考えますと、やはり一定の期

日を設けてしっかりとした議論をしていく。そのことが、将来、10年後の財政計画とかいろいろな面に、年度を追ってこれから手続を踏む、そういったことを考えますと、全く期日を入れなくて延々とやるというようなことでは困る訳で、一定の期日は原案のとおり示して進めるべきだということに思っております。

小川会長 さあ、そうしますと、どう……。

牛山先生にアドバイスをいただけますか。もし先生、ございましたら、このどうするかね。ご意見とか、そういうのがありましたら。

牛山アドバイザー 分かりました。考えを述べさせていただきますけれども、恐らく加藤委員さんをはじめ、おっしゃられている筋としては、やはり協議があるんだから、協議をいろいろ積み重ねて、その結果、その期日が出てくるものだろうというお考えとか、あるいは合併に対するいろいろなお考えも、いろいろな発言をされている方にはあるかと思うんですけども、前回も、私、法的、制度的な問題という点からのみアドバイスさせていただいたつもりなんですけれども、今、事務局からお話があった点がやはりちょっと非常に重要で、期日を一定定めて、それまでにどういう手続、段取りで協議をしていくかということになっているので、大体、どこの合併協議会の協議でも、この期日というのは、ほかの基本的な項目、新市名とか合併の方式、それから庁舎の位置ですね。これを冒頭に持ってきて、その基本項目を決めてから、合併に向けてどういうふうに進んでいくかということの一つ一つ協議していくという段取りになっているのかなと思うんですね。

その意味で、今の財政計画のこともありますし、あるいは合併期日に向けたどういう段取りで、その合併の手続、あるいはその作業をしていくかということを含めて検討することになっているので、その期日をいつにするかというご議論はあってしかるべきだと思います。例えば、それでは間に合わないではないかとか、あるいはもうちょっと早めた方がいいのではないかとかいうご議論はあるんだと思うんですが、やはり手続としては、期日は定めて進められた方が通常の合併協議の手続になっているのではないかというふうに思います。

小川会長 三橋委員。

三橋委員 三橋です。

先ほど機が熟したらと、私、申し上げたんですが、合併の期日というのは、これは明確にされておる訳ですね。18年の3月31日までということになっていますね。その後、19年の3月31日までの間にと、こういう目標が定められておる訳ですから、原案どおりでよろしいのではなからうかなと思いますけれども。

小川会長 ああ、そうですか。

さて、いかがでしょうかね。ご発言のあった方の数でいきますと、期日を定めてという方が多いようでございますが、この際、ひとつ全体のご決定をいただきたいと思います。事務局の原案についてのひとつ採決をお願いいたしたいと思いますが、特に異論はございませんか。

小山委員、どうぞ。

小山委員 いろいろなご意見が出た中でありますけれども、私は、最終的に、津久井郡全体を考えての相模原市というふうな中で、既に、もう皆さん、ご承知のとおり、先行して申請が終わっている町もございます。その津久井郡全体を含めた中ですと、やはり一緒の期日等も含める可能性がある訳でありますし、その方がより自然であるというふうに思っております。また、私どもの1市1町には8月8日に新市の基本計画も協議しようという形に、1市4町でやろうという形になっている中で、1市1町が果たして本当に合併の期日をここで決めていいのかどうか。できれば1市4町そろった中での合併期日を決めるべきだというふうに私は思います。ですから、ご意見と申しますよりか、今日は決めずに、継続審査というふうな形にさせていただくのが大変よろしいのではないかなというふうに思います。

小川会長 只今のご意見でございますが、いかがでございましょう。この議事の取扱いについて特にご発言が……。

久保田委員さん、どうぞ。

久保田委員 先ほど事務局長から説明のとおり、事務的なプロセスとして、これは1市4町の歩調という今ご発言がありましたけれども、これは所詮、事務的なレベルからいってご無理なお話であろうかと、このように私は理解しております。

それから、これから先、協議事項として数多くの、盛りだくさんの協議がなされる訳ですが、その基本的な計画を策定するためには、やはり入り口であります、ある程度の期日の目標というものは定めないと前進していかないのではないかなと、このように思いますので、私自身は、こうした原案のとおり進めることが望ましいかなと、このように思っております。

以上でございます。

小川会長 倉田委員、どうぞ。

倉田委員 今、事務局の方からも、財政的な計画、あるいは基本計画ということで、やはり一定の期日というか、その目標を定めなければ、何ら、これから魂が入らない会議ということもあり得るのではないかと私はちょっと不安なんです。一応、その期日のときに、また場

合によっては事情の変更というのがすべてであると思います。また、今回は合併の是非ということも問われましたんですが、ここへ一堂会していることは、やはり合併をしましょう、ひとつよろしくお願ひしますということで皆さんがお集まりになっていると私は解釈しています。是非ここで合併の期日というのはとりあえずと言うとおかしいんですが、やはり継続その他はしないで、一定の目標ということでやっていただきたいと思っています。

それと、そこへいきました場合、また今、何遍も繰り返しますが、事情の変更で、そういう期日を変更するところもあると思います。一応そういうことでやっていかないと、何か、そういう積極というか、気が抜けたような合併協議ということもあり得るのではないかと私は思うんですけども、是非そういうことで今回はこのまま原案どおりでやっていただきたいと、そう思っています。

以上です。

小川会長 小林委員さん、どうぞ。

小林（一）委員 相模原の小林でございます。

合併の期日を決める決めないというお話は、先ほども井口委員さんの方から一つのご意見がございましたけれども、私もその考え方には賛成でございます。この基本4項目ということで、これは最初にやらなければいけないということで、これがやはり一般的な協議の進め方ではないかと思ひます。ただ、皆さんの、今、各委員のご意見もござひますので、そういったことも斟酌いたしまして、今、継続というふうなご意見も出ておりますけれども、事務的に財政計画等のそういう段取りもある訳でございますが、どこら辺までそれが継続ということが可能なかどうかという点でひとつ事務局の見解をお伺ひしておきたいなと。その上で結論を出すことが必要であれば、この場で議決なりして前に進んでいったらどうかというふうに思っております。

小川会長 事務局、いかがですか。どのくらいまで、いわゆる待てるかというんでしょうか。

内田事務局次長。

内田事務局次長 合併市町村基本計画につきましては8月8日に これから後ほど基本方針を説明させていただきますけれども、8月8日的时候、その中心的概念についてはご検討いただきたいというふうに考えております。しかしながら、かなり膨大な作業でございますので、私ども事務局としては作業に取りかかりたいなということで、やはり本協議会では、本日、ある程度の範囲ということでお決りいただきたいのと、あと1市3町の方につきましても、そういうような方向で事務局としては努力していきたいと思っております。

しかし、それは7月10日ということになっております。

それから、今回お出しさせていただいているのは、ある程度の範囲ということで出させて
いただいておりますので、実際に何月何日に合併するという事は、改めて、1市3町の状
況、あるいはそのほか諸々の情勢がございますけれども、そういうのを見た上で、もう一度、
皆様にお諮りして、何月何日というのはきちんとこの協議会で決めていただくということで
ございまして、本日出ささせていただいているのは、ある程度の範囲ということでお示しさ
せていただいておりますので、事務局といたしましては、本日お決めいただけると大変あり
がたいなということでございます。

小川会長 それでは、事務局の提案のとおり、原案のとおり決することにご賛成の方の挙手
をお願いいたしますか。

〔賛成者挙手〕

小川会長 ありがとうございます。私を除いて18名の採決のうち、12名の方の挙手が
あったようでございます。多数の方でございますので、原案のとおり決することにご異議ご
ざいせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 ご異議なしとの声がございまして、「協議第6号 合併の期日について」につ
きましては、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第7号 新市の名称について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をさせます。

田所事務局長。

協議第7号 新市の名称について

田所事務局長 それでは、資料5ページをご覧くださいと存じます。

協議第7号 新市の名称について。

新市の名称について、次のとおり協議を求めらる。

平成17年5月26日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

新市の名称は、相模原市とする。

次に、6ページをご覧くださいと存じます。

参考でございますが、編入合併の場合には、編入する市町村の法人格が継続をすることと
なりますので、編入する市町村の名称とすることが通常でございます。編入する市町村の名

称を変更することにより新たに制定することもできることとなっております。

なお、編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合には、地方自治法の規定によりまして、あらかじめ都道府県知事に協議し、条例で定める必要があるものでございます。

以上でございます。よろしくご協議をいただきますようお願いいたします。

小川会長 只今事務局から、「協議第7号 新市の名称について」、説明がございました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

小川会長 特にございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第7号 新市の名称について」につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第7号 新市の名称について」につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第8号 新市の事務所の位置について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

協議第8号 新市の事務所の位置について

田所事務局長 次に、議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

協議第8号 新市の事務所の位置について。

新市の事務所の位置について、次のとおり協議を求める。

平成17年5月26日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

新市の事務所の位置は、相模原市中央2丁目11番15号、現在の相模原市役所の位置でございます、とする。

8ページをお開きいただきたいと思います。

参考でございますが、編入合併の場合には、通常は編入する合併市町村の事務所の位置となるケースが多くなっております。

なお、事務所の位置を変更する場合には、地方自治法の規定によりまして、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について考慮を払うことが必要で

あるとされているものでございます。

協議第 8 号につきましての説明は以上でございます。よろしくご協議いただきますようお願いをいたします。

小川会長 只今事務局から、「協議第 8 号 新市の事務所の位置について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

小川会長 特にご意見がないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第 8 号 新市の事務所の位置について」につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議なしの声がございます。

「協議第 8 号 新市の事務所の位置について」につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第 9 号 合併市町村基本計画の作成方針について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

内田事務局次長。

協議第 9 号 合併市町村基本計画の作成方針について

内田事務局次長 それでは、9 ページをお開きください。

協議第 9 号 合併市町村基本計画の作成方針について、ご説明いたします。

合併市町村基本計画の作成方針について、次のとおり協議を求めます。

平成 17 年 5 月 26 日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

1、合併市町村基本計画の趣旨等ですが、(1) 計画の趣旨といたしましては、相模原市と藤野町が合併した場合の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定め、これに基づいた事業を推進することにより、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に寄与するとともに、市民福祉の一層の向上を図るために作成するものとしております。

次に、(2) 計画の構成でございますが、合併新法の考え方に基づきまして、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、そして、この基本方針に基づく具体

的な施策、財政計画などを中心として構成することといたします。

次に、(3)計画の期間につきましては、合併年度の翌年度から平成27年度までとするものでございます。合併の期日につきましては、先ほど協議第6号でご協議いただきましたが、實際上、平成18年度中の合併という範囲をお示しいただきましたので、合併年度の翌年度は平成19年度というふうになります。したがって、19年度から27年度までの9年間の計画ということで作成の作業をさせていただきたいと考えております。

27年度までといたしますのは、既に1市2町が平成18年度から27年度までの10年間の新市まちづくり計画を作成しておりまして、この計画との整合を考えますと、終了年度を合わせる必要があるからでございます。

次に、2、作成にあたっての基本的な視点でございますが、(1)地域全体の将来像の考慮といたしまして、まず、津久井郡4町の地理的、歴史的な一体感が強いこと。そして、1市4町は、図書施設の相互利用など、広域的な連携を行っていること。また、地理的な状況といたしまして、相模原市と藤野町との間には城山町、津久井町、相模湖町が位置しておりまして、相模原市とこの3町は、1市1町とは別の法定協議会を設置していることがございます。こうした経緯を踏まえますと、相模原市と藤野町が合併した場合の合併市町村基本計画を協議するに当たりましては、城山町、津久井町及び相模湖町を含めた1市4町を一体の地域としてとらえ、地域全体の将来像やまちづくりのあり方を考慮した上で検討することとするものです。

それでは、10ページをお開きいただきたいと思います。

(2)各市町の地域資源の活用とまちづくりの継承では、各市町の持つ地域資源を活用し、それぞれが取り組んできたまちづくりを基本的に継承するという考え方に立ちまして、各市町の総合計画を反映し、作成するものでございます。

(3)相模原・津久井地域合併市町村基本計画との整合と連携でございますが、相模原市と津久井郡4町を一体の地域として捉えた上でまちづくりのあり方を考える必要があることから、相模原・津久井地域合併協議会で同時期に作成されることとなる合併市町村基本計画と整合を図り、連携して作成するものでございます。具体的には、合同の合併協議会を開催して協議をしていただくことを考えております。

(4)相模原市・津久井町・相模湖町新市まちづくり計画との整合につきましては、この1市2町につきましては、既に「新市まちづくり計画」を作成し、平成18年3月20日に合併することとして県知事への合併申請も済んでいることから、この既存計画との整合を図

る必要があるものでございます。

(5) 「まちづくりの将来ビジョン」の反映ですが、1市3町は、昨年4月に任意の合併協議会を設置いたしまして、その組織であります将来ビジョン検討委員会で、合併した場合のまちづくりの方向性等をビジョンとしてまとめ、合併協議会として決定しております。また、藤野町においても、このビジョンを基本として、昨年の12月から今年の1月にかけて、1市4町が合併した場合の藤野町地域のまちづくりを「ふじのまちづくり将来ビジョン」としてまとめておるところです。

なお、この委員会は藤野町の方々に構成されていましたが、1市3町のまちづくりの将来ビジョン検討委員会の委員も同席をして、意見交換をしながらビジョンがまとめられておまして、1市3町のビジョンの考え方も反映されているものでございます。

したがって、合併市町村基本計画は、この2つのビジョンを参考として作成するものでございます。

最後に、(6) 住民意見の反映ですが、計画作成に当たりましては、住民の意見を反映させるため、案の段階から広く住民の意見を聴取し、これを考慮した上で決定することといたします。

1つの例でございますが、1市2町の合併協議の際には、お寄せいただきました住民意見をまとめた上で合併協議会に報告し、それらを踏まえて議論していただいておりますので、同様な手法も想定されるものでございます。

次に、11ページですけれども、これは、合併市町村基本計画に関する法令といたしまして、市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる合併新法の該当条文を掲載しております。協議案で使用しております「円滑な運営の確保及び均衡ある発展」という言葉は、この法律の第6条第1項によるものでございます。そして、今回作成する基本計画につきましても、記載されております1号の基本方針から4号の財政計画までの内容を盛り込むものでございます。

次に、12ページをお開きください。

合併市町村基本計画の作成における地域全体のまちづくりの検討について、ご説明させていただきます。

これは、作成方針の考え方に基きまして、今後の検討の流れにつきまして図示をさせていただきます。

作成方針でもご説明いたしましたように、相模原市と藤野町とのこの合併協議に並行いた

しまして、1市3町の合併協議会も設置され、協議されているところです。また、相模原市と津久井町及び相模湖町の1市2町は、既に県への合併申請を済ませておりますので、合併市町村基本計画の作成に当たっては、こうした状況を踏まえて、1市4町のまちづくりを考えながら作業を行う必要があるところがございます。そこで、文章に記載しておりますように、それぞれの合併協議会で協議される基本計画は、相模原市及び津久井郡4町を一体の地域として捉えて検討する必要があるまして、また相互の整合を図る必要がある訳でございます。

そこで、各計画の作成に先立ちまして、1市4町の地域全体の将来像やまちづくりの考え方などについて整理をいたしまして、1市4町が合併した場合の将来像を示すとともに、1市4町で示した将来像等を共通の考え方としてそれぞれの基本計画に反映させたい。そして、計画相互の整合を図ろうとするものでございます。

図にお示しましたように、左から1市2町の新市まちづくり計画、各市町の総合計画、1市3町の任意協議会で作成したまちづくりの将来ビジョン、そしてふじのまちづくりビジョン、これらのビジョンにつきましては、お手元にご参考で配付させていただいておりますが、これらと矛盾しないような形で、またこれらの計画の内容を反映させる形で、図の真ん中にありますような相模原市及び津久井郡4町のまちづくりを考える必要がございます。

この四角の中に書いてありますのは、8月8日に1市1町と1市3町の合同の合併協議会を開きたいと考えておりますけれども、そのときに出す資料のイメージでもあります。内容といたしましては、地域の将来像、まちづくりの考え方、将来都市構造、基本目標、合併シンボルプロジェクト、将来人口などといった内容でございます。これらにつきましては、1市4町の皆様で合同でご協議いただいた方がよろしいのではないかと考えているところがございます。

合併市町村基本計画の作成方針をそれぞれの協議会でご了解いただきましたら、その方向に従いまして1市4町のまちづくりの姿を作り、8月8日に合同で協議していただくというような段取りを考えております。その際には、下に向けて矢印がございますが、相模原・津久井地域基本計画と相模原市・藤野町基本計画、この網かけをした部分も併せてお示しをさせていただきますまして、ご了解いただければと考えております。

1市4町のまちづくりについての構想は、各基本計画の網かけをした部分に反映するようにいたしますので、1市4町の姿をご了解いただければ、各基本計画につきましてもご了解いただけるのではないかと考えておるところでございます。

なお、施策体系や財政計画などにつきましては、第4回以降の各合併協議会で協議、確認をしていくことになると考えております。

以上で、合併市町村基本計画の作成方針についての説明を終わります。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

小川会長 只今事務局から、「協議第9号 合併市町村基本計画の作成方針について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

佐々木委員、どうぞ。

佐々木(宣)委員 藤野町は、ほかの3町と遅れまして、1町で、私はビジョンを作成したのでございますけれども、このビジョンで、藤野町は一月足らずでこのビジョンを作りましたもので、合併の後ろにある、背後にあるべき理念というものがまだ醸成されない段階で終わってしまっている訳です。会長さんにもお伺いしたいんですけれども、やはり合併というものがあって、その後ろに合併の理念というものがないと、物の解釈、決め事の解釈というものが非常に不安定になってきます。そこで、私は、ここで私なりの意見を今日述べて、そして皆さんに聞いてもらって、そして皆さんで、合併というのは一体どんなものが理想なんだろうか、そういう理想を決めたら、その理想に基づいて、この決め事は全部それにのっとって解釈していくと、こういうことというのは大切なことなんですね。これは、1市3町の方も藤野町のために理念のところをあけておいてくれたような感じもありますもので、私は、ちょっと図々しいかもしれませんが、ちょっとこんなことを参考として、甚だ僭越かもと思っておりますけれども、話させていただきます。

小川会長 できましたら簡便にお願いします。

佐々木(宣)委員 では、ちょっと読ませてもらいます。

合併の目的というのは一体何なのか。合併。合併は、スケールメリットにより、重複する施設、職員を整理、統合し、行財政の効率化を目指し、最小の住民負担で最大の住民サービスを行うためである。しかし、効率だけを追求することだけが人間を幸福にするかということ、そうではないことを歴史が教えている。

例えば、地中海の古代交易都市として栄えたエフェソスは、その周辺にある森を伐採し、農地や放牧地に変え、「水の循環」を無視して農牧地を拡大したため、乾燥化が進み、やがて不毛の土地となり、土砂の流出により、交易の命でもある港も埋もれてしまい、廃墟とな

ってしまったことが花粉分析の結果から判明している。「水の循環」が原因で滅亡した都市は、ほかにも多々あります。

つまり、水の循環ということが、つまり自然界の循環ということのを忘れて効率を求めてはいけないということです。

その次、啓蒙思想と市民革命によってもたらされた自由平等の精神と、産業革命による大量生産により資本主義は 資本主義の初期の話をしているんですね。発展の一途を歩んだかのように見えるが、20世紀の初頭には世界的な不況になり、会社は倒産し、失業者はあふれ、金融恐慌を引き起こした。この原因は、資本家が利益を追求する余り、労働者に十分な富の分配が行われず、一般大衆が購買力を失い、製品が売れなくなってしまったことが原因である。つまり、「資本（お金）の循環」が断たれたことに尽きるのである。その反省に立って、税法、労働者の地位を高める労働法、金融政策により資本主義は修正され、現在に至っている。

つまり、お金も循環する。都市は確かに経済効率がいい訳ですけども、田舎を無視して、田舎が、田舎というか、この森の中が資金不足になると循環が崩れてしまいますよという警告な訳です。

次に第3ですね。人類の最大の過ちである第二次世界大戦も、経済のブロック化により、友好国だけで資源、市場を支配下に置き、利益を図った。そのため これは、英米とか日独とか、そういうブロック化した訳です。そのために「人と物との循環」が断たれ、相互理解の場がなくなり、信頼の絆が断たれ、無知と不信と相手国に対する恐怖が戦争を引き起し、数千万の命と莫大な富が失われた。戦後、経済ブロック化の阻止と「人と物との循環」を促進するために、関税と貿易に関する一般協定（GATT）が生まれ、世界貿易機構（WTO）へとその精神が受け継がれている。

以上示した例で、皆さんも大変ご存じかと思いますが、効率を追求したり利潤を追求したりしてしまっ、自然、人、物、お金の循環を断つと、効率どころか、その存在をも危うくするのであります。人の生きがいとか人生の張りとかいうものは、各個人が欠くべからざる循環の一部を担っているという自負心に存在するのではないのか。

私は、この合併が、都市と森との融合により、さらに大きな循環となり、その循環を地域ごと、地域の特性が発揮できるようボランティアに担ってもらい、大きくても個性と多様性に富む都市を目指していきたいと、このように思っております。

そして、今、図らずも、水の問題、水源地税ということが、皆さんにこの前 新しく来

られた今井さんには配っていなかったんですけども、水源地からの提言ということを私は相模原の皆さんにお配りしてあると思うんですけども、この水を、相模川の水をうまく循環することによって、この大部分の水源地と流域を占める新相模原市ができれば、これに対して大変な発言権が出てくるし、また責任も負わなくてはいけない。そういうことも新市の基本計画の中に入れて進んでいけば、県の中でも大変重要な地位を占める自治体、政令指定都市へと向かっていくのではないかと。私は、この合併には大変期待し、そして循環がうまくいって、他地区の多々ある合併の中でも素晴らしい合併となることを目指して頑張りたいと、このように思っております。是非、会長さんはじめ、県にも私、県のこの前ちょっといいですか、時間をとって。

小川会長 このことになるべく絞って、簡潔にお願いいたします。

佐々木（宣）委員 県の方で、私たちの学習会のかながわ創造研究所で、牧島さんという今度議長になられました方がいますね。牧島さんって、県会の議長。牧島さんに勉強会に来ていただきまして、牧島さんは、どちらかという水源地税に対しては慎重派なんですけれども、やはりこの水源地の問題についてはご理解をいただいたような面もありますし、これで、かなりの部分で水源地税が認められるという可能性もありますので……

小川会長 ちょっとこの合併のことについて……。

佐々木（宣）委員 いや、それを盛り込んで基本方針の中に入れて、循環ということと、それからその循環の自然の中で、一番、水というものは今タイムリーな訳です。これを会長さんとか皆さんでよくご協議いただいて、盛り込んでいただければありがたいなと、こういうふうに申し上げたい。

小川会長 他にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

小川会長 特にございませんようでしたら、「協議第9号 合併市町村基本計画の作成方針について」につきましては、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議なしとの声でございます。

「協議第9号 合併市町村基本計画の作成方針について」については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、協議事項につきましては終了させていただきます。

その他

小川会長 次第の4、その他に移らせていただきます。

1、「今後の協議会開催日程(案)について」、事務局より説明をいただきます。
事務局次長。

その他(1)今後の協議会開催日程(案)について

その他(2)その他

片野事務局次長 それでは、協議会資料の13ページでございます。

今後の協議会開催日程(案)につきまして、ご説明をさせていただきます。

先ほど協議第9号の合併市町村基本計画の作成方針につきましてのところでもご説明をさせていただきましたが、第3回の相模原市・藤野町合併協議会につきましての開催日程でございますが、7月10日に第2回の相模原・津久井地域合併協議会を開催いたしまして、合同で合併協議会を開催することなどにつきましてお示しをさせていただくこととしておりました。現段階におきまして、これは日程案ということで、予定ということでございます。

ご了解をいただきましたらならば、この日程の案にございますとおり、平成17年の8月8日月曜日の午後2時から、けやき会館5階の大樹の間におきまして、合同というような形で合併協議会の方を開催していただく運びになるものでございまして、その場合には改めましてご連絡等を差し上げることになるものでございます。

以上でございます。

小川会長 只今事務局から説明がございました。

ご質問等ある方は、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

小川会長 特にないようでございます。

第4につきましては終了させていただきます。

最後になりましたが、牛山先生、何かございましたら一言。

牛山アドバイザー では、恒例によりましてではありませんが、アドバイザーとして一言だけ話をさせていただきたいと思います。

今日は、基本的な項目につきまして、前回の編入合併ということとともに、基本4項目が

決定された。特に、議論が出ました合併の期日につきましては、やはりその計画を立てることがこの協議会の1つの目的で、その計画がなったときに合併の是非が決まっていくだろうということで前回もお話をさせていただいた訳ですが、その一定の期間が今回想定されたというふうにお考えいただければよろしいのではないかと。その中で様々な事務的な項目、あるいは財政的な見通し、これが出てきて、それを最終的に皆さんでご議論いただくということかと思えます。

いずれにしましても、今もお話ありがとうございましたけれども、合併というのは、これで合併の是非も含めて様々な議論をされていくということで先ほどありましたけれども、同時に、その合併がなった後も一体どうなっていくのかということで、合併後のまちづくりのあり方ですね。まさに、大きくなったはいいけれども、不便になったということのないように、あるいは行政に声が届かなくなるということがないように、様々な問題についてご議論いただく場ではないかというふうに思っておりますので、是非今後ともそういった点についてご議論を続けていただけたらというふうに思っております。

以上です。

小川会長 ありがとうございます。

閉 会

小川会長 それでは、これで閉会とさせていただきたいと思いますが、最後に、倉田副会長さんから閉会のごあいさつをいただけたらと思っております。

倉田副会長 本日は、第2回目の相模原市・藤野町合併協議会の開催に当たりまして、本町の会場をご利用していただきました。相模原市側からは、小川市長さんをはじめ委員の方々、大変ご苦労さまでございました。

おかげをもちまして、藤野町の委員とともに、予定されました本日の協議事項、すべてが議論されて決定させていただきまして、誠にありがとうございました。次回以降の協議会もスムーズに進展されますことを皆様方をお願い申し上げまして、簡単でございますが、閉会のあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。

小川会長 ありがとうございます。

それでは、以上を持ちまして、第2回相模原市・藤野町合併協議会を閉会させていただきます。

ます。

長時間に渡りまして熱心にご協議いただきまして、ありがとうございました。

閉会 午後2時20分

相模原市・藤野町合併協議会会議運営規程の第8条第3項の規程により署名する。

平成17年6月27日

会議録署名人 山 岸 一 雄

会議録署名人 中 道 重 幸